

○年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付

(第9条の14第3項)

改正 平成26年3月20日 平成27年3月1日

平成29年3月22日 令和3年3月26日

令和4年3月15日

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の14第3項
処分の概要	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第22条(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、第82条(年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	3日(書換えにあっては1日)
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室